

## 佐賀県議会北朝鮮拉致問題早期解決促進議員連盟規約

### (名称)

第1条 本連盟は、佐賀県議会北朝鮮拉致問題早期解決促進議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

### (目的)

第2条 本連盟は、北朝鮮による拉致問題の全容解明と、一日も早い拉致被害者の救出を支援することを目的とする。

### (事業)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するため、必要な事業を行う。

### (構成)

第4条 本連盟は、第2条の目的に賛同する佐賀県議会議員の有志議員をもって構成する。

### (役員)

第5条 本連盟に次の役員を置く。

- |     |      |     |
|-----|------|-----|
| (1) | 会長   | 1名  |
| (2) | 副会長  | 若干名 |
| (3) | 常務理事 | 1名  |
| (4) | 理事   | 若干名 |
| (5) | 会計   | 1名  |
| (6) | 監事   | 2名  |

2 役員は、総会において互選により選任する。

3 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、後任者が選任されるまでの間、なおその職務を行うものとする。

### (役員職務)

第6条 会長は、本連盟を代表し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

3 常務理事、理事及び会計は、役員会の承認を得て、本連盟の運営及び連絡調整に当たる。

4 監事は、本連盟の会計を監査する。

(会議)

第7条 本連盟の会議は、総会及び役員会とし、必要に応じ会長が招集する。

- 2 総会は、役員を選任その他連盟の重要事項を協議する。
- 3 総会は、会員の半数以上の出席をもって成立する。
- 4 総会は、出席会員の過半数の同意をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 役員会は、総会に付する事項及び急施を要する事項、その他会長が必要と認める事項を協議する。
- 6 役員会は、出席した役員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経費)

第8条 本連盟の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会費は、会員一人につき月額1,000円とする。
- 3 本連盟の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第9条 本連盟の事務局を佐賀県議会内に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、本連盟の運営に関し必要な事項は、役員会の承認を経て会長が別に定める。

(附則)

この規約は、平成19年3月6日から施行する。